

平成 28 年 10 月策定
令和 2 年 9 月修正
令和 3 年 4 月修正
令和 5 年 4 月修正
令和 6 年 4 月修正
令和 7 年 4 月修正

白子町 地域防災力向上計画

【計画の目的】

過去の災害における教訓により、大規模災害への備えと対応については、「自分の命は自分で守る」という防災の原点により、町民一人ひとりが取り組む「自助」、地域の住民同士が助け合う「共助」が必要不可欠となる。

本計画は、千葉県地域防災力充実・強化補助金を活用し、地域防災力の向上を図り、災害による被害を最小限に止め、町民の生命・財産を守ることを目的とする。

（１）防災意識の向上

① 現状及び課題

本町では、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時に的確で迅速な対応ができるよう、毎年全町民を対象として防災訓練を実施しているが、参加率は近年低く（１０％未満）、防災意識の低下がうかがえる。避難場所や避難経路は事前に把握することは重要なことであるが、防災訓練に不参加の町民も多く、災害に対する備えは十分とは言えない。

② 基本方針

自治会、自主防災組織、各団体等と平常時から連携し、積極的な周知により防災意識の向上に努める。

③ 目標（令和 7 年度末まで）

防災訓練参加率を 15％に高める。

④ 具体的な取組

- ・自治会、自主防災組織への積極的な訓練参加要請
- ・防災ボランティアの拡充
- ・防災ハンドブックの作成、各戸配布
- ・ハザードマップの作成、各戸配布

(2) 災害時要援護者への対応

① 現状及び課題

大規模災害では、犠牲者の多くが、高齢者や障害者などの災害時要援護者となっている。本町でも、高齢化が進み、独居の高齢者も増加傾向にある。災害が発生した際に、地域内で災害時要援護者の避難支援活動を円滑に行うためには、自治会、近隣住民等を中心とした助け合いが重要で、災害発生前から避難支援の体制づくりが急務である。

② 基本方針

災害時要援護者の避難支援について、町・自治会・地元消防団が連携し、災害時要援護者の把握、避難場所への誘導等、支援体制の整備を図る。

③ 目標（令和7年度末まで）

災害要援護者を対象とした緊急避難施設を整備し、災害要援護者にも防災訓練に積極的な参加を促す。

④ 具体的な取組

災害時要援護者の避難支援体制整備

(3) 津波避難誘導対策の強化

① 現状及び課題

東日本大震災では、巨大地震の発生後、海岸線に壁となって押し寄せた津波により多くの人命が失われ、東日本をはじめ、日本各地に甚大な被害をもたらした。海岸を有している本町においても、震災以降、津波避難誘導対策を講じているが、「公助」のみの対策には限界があり、一人一人が自分の身を守る「自助」が極めて重要になる。

② 基本方針

津波発生時に適正かつ迅速に避難行動ができるよう、避難誘導対策を強化する。

③ 目標（令和7年度末まで）

津波避難対象区域の住民（災害要援護者を含む）又来訪者等が、津波到達時間までに緊急避難ビル等へ適正かつ迅速に避難行動ができるよう必要な体制を整備する。

④ 具体的な取組

- ・津波避難施設の整備
- ・避難誘導看板、避難所看板の増設
- ・避難誘導灯の設置
- ・防災行政無線の予備電源の整備
- ・戸別受信機ダイポールアンテナの整備
- ・災害対応のデジタル化

(4) 避難環境の整備

① 現状及び課題

大規模な災害時には、多くの避難者が避難所や避難場所に避難するが災害によるライフライン等の損壊により、食料や水道、電気等の確保が困難になることも想定されうる。そのような事態に備え、避難者が避難施設において十分な安全確保を図れるよう、事前に必要な物資の整備を行い、避難環境を向上させることが必要である。

② 基本方針

避難者の安全確保ができるよう避難環境の整備を行う。

③ 目標（令和7年度末まで）

避難所に必要な物資を整備し、避難環境を向上させる。

④ 具体的な取組

- ・ 備蓄品の整備及び管理
- ・ 各避難施設への発電機、蓄電池の整備

(5) 災害対応のデジタル化

① 現状及び課題

災害により大規模な被害が発生した場合、避難所の避難者管理や被害認定調査、罹災証明の発行、被災者台帳の作成など、多岐にわたる災害業務が発生し、膨大な情報を迅速かつ正確に処理することとなる。

現状、本町では被災者支援に係るシステムは導入しておらず、紙やエクセル等で情報を管理することとなるため、災害時には情報が錯綜し、事務作業に遅延やミスが生じることが懸念される。

② 基本方針

災害業務のデジタル化により、迅速かつ正確な被災者支援を実施する体制を整備する。

③ 目標（令和7年度末まで）

被災者支援システムの導入、また必要機器を整備し、運用を開始する。

④ 具体的な取組

- ・ 被災者支援システムの導入
- ・ 被害調査用タブレット端末の整備